

女性農業者の地位向上支援の現状と課題

—全国生活研究グループ連絡協議会のケース分析を中心に—

天野 寛子

On the Present Situation for the Support to Improve the Status of Women
Farmers in Japan – An Analysis of the Existing Conditions
by the Zenkoku-Seikatsu-Kenkyu-Group Renraku-Kyougikai

Hiroko Amano

After the 4th World Conference on Women in 1995 and The Basic Law for a Gender-Equal Society in 1999, several measures have been carried out in the rural area for the formation of a gender-equal society. A framework for promoting gender equality has been steadily established over the past few years, and each prefecture is currently making a concerted effort to promote policies towards the formation of a gender-equal society.

On the other hand, the reforms of the administrative structure in prefectures sometimes affect groups of women farmers. The economical support and guidance provided by local administrations until these reforms stopped in some cases. In these cases, these women's activities have continued to face difficulties.

This thesis describes and analyzes the present situation for the support to improve the status of women farmers and discusses one of groups, the Zenkoku-Seikatsu-Kenkyu-Group Renraku-Kyougikai, that is engaged in the support to empower rural women in society.

はじめに

第4回世界女性会議・北京宣言から10年、「家族経営協定の普及推進による家族農業経営の近代化について」通達から10年、1999年男女共同参画社会基本法施行後5年が経過した。食料・農業・農村基本法（1999）が見直され、日本の農政は「攻めの農政へ」と転換する（食料・農業・農村政策推進本部 2005）ことをうちだした。普及関係もまた①保護から自立へ、②指導から支援へ、③規模の大きい経営者を支援（認定農業者を中心に支援）へと傾斜の度を強めている（高橋 2004）。「17年度農林水産省男女共同参画推進本部活動計画（案）」は、「農山漁村における男女共同参画社会の推進」「男女共同参画に関する情報提供体制の整備」「農林水産省職員における男女共同参画社会の推進」「地方農政局にお

ける男女共同参画推進本部の取り組みの推進」を掲げて男女共同参画を進めている（農林水産省男女共同参画推進本部 2005）。農林水産省経営局女性・就農課女性・高齢者対策室は農林水産省の女性関連施策のポイントを「①女性が担い手として一層参画し、担い手経営の多角化・地域農業の活性化に向けた女性の農業経営・起業の高度化に向けた研修等の実施、②女性の経営における地位・責任の明確化や農業経営の改善に向けた女性の認定農業者拡大や家族経営協定の締結の推進、③携帯電話を活用した農村女性が利用しやすい形での制度や政策の情報提供システムの構築など、やる気のある女性が参画して能力を発揮できる農業の実現に向けた総合的支援」の3点としている（農林水産省経営局女性・就農課女性・高齢者対策室 2005）。農林水産省による女性農業者の活動支援ホームページも華やかである。このような中で展開される「女性農業者支援」は、すべてが疑念なく女性の地位向上に直結しているような錯覚に陥る。しかし、動機はともあれ、結果からみると安易な段階で女性農業者を満足させて、甘えさせ、女性農業者の自立を育て、地位向上を支援しているとはいえない「支援」もある。本稿では、「女性農業者支援のすべてが女性農業者自立支援」ではないという視点から、農林水産省の動向を中心に2005年段階での状況を整理し、歴史的には農林水産省の施策のなかでもっとも「女性の地位・生活の改善」施策に関わりが深かった全国生活研究グループ連絡協議会のケース分析を行う。また、本稿は『戦後日本の女性農業者の地位—男女平等の生活文化へ—』（ドメス出版 2001）後の日本の女性農業者支援の状況を把握する位置づけにある。

1、農林水産省による女性農業者の自立支援施策の特徴

農林水産省は1990年以後「女性農業者の自立支援」施策をどう進めてきているかその特徴をみておきたい。

第1は、保護撤廃の流れの推進である。農林水産業に対する「補助金漬け」批判論の嵐のなかで農業に対する「保護撤廃、自立推進」の方向は後戻りできない形で進んでいる。

第2は、規模の大きいまたは規模拡大を意欲的に行う近代経営の可能性のある認定農業者重視の施策を通じた女性農業者の支援である。認定農業者は、1993年創設された制度で実質的には世帯主しかねなかったが、2003年の改正により、夫が認定農業者である場合には共同経営者として妻も認定農業者として認定されるようになっている。この支援についての現状と問題点については後述する。

第3は、「農家の女性のチャレンジ支援」のイメージづくりである。農林水産省のホームページは「あなたのチャレンジ応援します」を掲げている。そのなかで「家族経営協定でステップアップ！」「共同申請であなたも認定農業者に！」「起業でビジネスチャンスを拓こう！」「農業経営の法人化について考えよう」「農協組合員、役員になろう！」「農業委員になろう！」「ネットワークを広げましょう」「家族や地域で支えあおう！」「農業者年金に入りましょう」などがチャレンジ項目としてあげられている（農林水産省 HP④

2005, 9, 19）2004年のホームページと比較すると、2005年のホームページの方が具体

的な行動目標が示されている。

第4は、共同「参画」社会の推進の数の実績づくりである。男女共同参画社会形成に関しては、国により指標が示され（天野 2001 p.159）、都道府県市町村行政においては、共同参画社会づくりをどれだけ推進したかという実績を報告する必要に迫られている。本来ならこの数は変化の質を示す「結果」のはずであるが、「変化」を待っているわけにはいなくて、共同参画社会づくりに関るさまざまな場に「参画」できる「目立つ女性づくり」を具体的かつ積極的に行う必要に迫られ、十分な成熟や合意をまたずに数づくりをしてしまうことに結果的になってしまったり、「育成」に重点が置かれず、当面「間に合いそうな人」だけを目いっぱい使うといったことがおきる（2004年京都調査）。

しかしまた一方で、「数づくり」は、行政における女性支援「推進」の動機付けにはなっていて、女性農業者のエンパワーメントを刺激する「仕掛け」が功を奏しているものもある。①女性農業者自身は自覚していない日常生活技術の価値に気づかせるための仕掛け、②女性農業者に自信をつけさせるために、一定の研修や書類審査を実施して資格を付与し、名刺を持たせて自信と自覚を高める方法、③すでに自分の目標やビジョンが描けている女性農業者に対して、より早く効率的に目標に達成できるように具体的なステップ・アップのエンパワーメント機会の提供、④家族経営協定締結を進め、実感として「よかった」という気持ちを引き出し、社会参画に結びつける、⑤「起業」を立ち上げることによって、そのグループのリーダーとなり自信がもてるようになることで発言できるようになる等である（天野 2005a）。

2、女性農業者支援施策の現状

農林水産省の農村の〈女性・生活関係〉支援施策がどのような効果を生み出しているか、どのような問題をもっているか、その現状を若干整理しておきたい。

第1は、行政改革、地方分権政治への移行に伴い、農業施策のなかでの「女性農業者支援」「男女共同参画社会形成推進」の位置づけが不安定になっている点である。農林水産省は、「協同農業普及事業」として組織的に農林水産省の意志を現場普及員に到達させ普及事業を推進してきた（天野 2001）が、2004年5月19日通常国会において農業改良助長法の一部改正が成立し、2005年4月1日より①専門技術員と改良普及員の2種類を「普及指導員」に一元化、②地域農業改良普及センターの必置規制廃止、③農業改良普及手当ての弾力化（普及の上限規定の廃止）が施行されている。これにより各都道府県の普及関係職員の大幅削減が進み、交付金の裁量権が都道府県に移ることで、女性農業者の地位向上といった問題が今後どのような形で取り組まれるかは予測がつかない。『技術と普及』2005年10月号は「助長法改正後、普及組織体制はどう変わったか」を特集として取り上げている。体制変化の調査結果を主としているが、この中で、青森県については従来の普及体制下では女性農業者支援関連では「男女共同参画の推進」と「家族経営協定の推進」が入っているが、「新たな農業改良普及事業の概要」では「起業活動に取り組む女性農業者

の育成」「農村における男女共同参画の推進」となっている。徳島県と島根県については「女性」または「男女共同参画」という語は1語も含まれていない（(社)全国農業改良普及支援協会 2005）。

第2は、1948年生活改善課設置以来、生活改善「グループ育成」（現、生活研究グループ）によって育成されてきた女性農業者への支援が打ち切られてきていることである（「全国生活研究グループ連絡協議会の分析」において詳述する）。

第3には、1999年に出されて以後かなり強力な拘束力をもって「男女共同参画指導指針」の効力が今後も同じような力を発揮するかどうか分からない状態になってきていることである。

第4には、パートナーシップ指標実現について注意深く見守る必要があることである。

農林水産省は、パートナーシップ指標を提示（1998）し、目標値をあげ達成状況報告を義務付ける形で女性の社会参画を促進している（天野 2001 p.159）。この指標自体は変化しないが、農林水産省が今後どのような熱意をもってこれを推進するかについては、注目していかなければならない。

第5には、家族経営協定の締結推移を見守る必要があることである。普及員あるいは農業委員を中心に家族経営協定締結が進められているが、家族経営協定締結数は2005年6月現在32,120件である（農林水産省経営局女性・就農課 2005a）。締結数でみると都道府県差が大きく、都道府県により取り組みの重点の置き方が異なっていることを示している。

第6には、女性起業についてである。女性農業者の農業への意欲を刺激し、同時に現金収入が得られ、地域振興の一翼も担うということで、起業が勧められ、女性起業数は2004年現在8,667件（農林水産省経営局女性・就農課 2005b）となっている。一方で、女性農業経営者として企業経営そのものあるいはそれに近い経営をしているものから、ほとんど利益をあげられないが「生きがい」になっているものまで多様である。約60%は、年間売り上げ300万円以下となっている。

第7には、認定農業者の「妻」の地位が「必ずしも」向上しない点である。「農業規模拡大」は、合理的経営を行い生産費を安価にし、価格競争に勝つための「大枠としての理論」であるが、経営主と経営主以外の家族構成員との関係、なかでも女性の自立を支える労働分担や労働評価が適正になされることが前提となっているわけではない。経営主と経営主以外の構成員が経営参画、労働分担、労働条件、労働報酬、財産形成等、一つひとつの生活条件を確認していかなければ「生活はよくなるしない」し、女性の地位が確保されたことにはならない。

認定農業者とその妻の関係を「女性農業者支援」視点からみると、次の3つのタイプにわけることができる。第1のタイプは、妻も経営参画し、農業労働評価も適正に行われ、それぞれの資産形成もなされ、夫と共に、あるいは作目分担等で妻が農業者として自立し、妻単独で認定農業者になり、夫妻それぞれが積極的に社会参画をしている。第2のタイプは、農業の経営規模が大きく積極的で農業経営も安定しているが、妻が農業経営の意思決

定に参加できていない女性農業者である。むしろ積極的な経営主（夫）の意思決定に引きずられて、自分の意思を表明するチャンスを失い「不本意な同意」をしてしまっている場合が多い。適正な労働評価がなされているとは限らず、妻名義の通帳はあっても妻の管理下にはなく置き場所さえも知らないというケース、妻が起業を含む「自家の農業以外の活動」をしたい希望があっても「自分の意見を言う」こと自体困難なケースも存在する（Kasuya 2005）。第3のタイプは、その中間にあって、意思決定、労働配分・分担、労働評価、社会参画などが、「解決の可能性と問題」をもったままで積極的には解決に向かっていないものである。

「認定農業者支援」策に関するもうひとつの問題は、兼業農家の妻の問題である。日本の農家の大部分は兼業農家であり、「夫が他産業に従事し、妻が農業専業」の場合が多いが、「節税対策」のため「農業経営主」は「夫」となっていて、妻がかなり積極的に農業をやっても認定農業者になることはできない。「認定農業者支援」策は、多数の「兼業農家の農業専業の女性」を支援から外していることになる。

この制度が、「女性農業者の地位」視点からみて悲観的なわけではないが、数字だけみて「地位向上」あるいは男女共同参画社会形成が進んでいる、と軽々に言うわけにはいかない。2003年の改正により女性の認定農業者も出てきている。2005年現在、認定農業者総数は191,633人（内男性単独187,068人、女性が単独3,685人、夫と妻が共同申請440カップル＝880人）である（農林水産省 2005c, 9, 19）。

第8に、民間の農山漁村女性農業者支援組織の経済基盤の問題である。

農林水産省は、女性支援関連施策を、各都道府県に示す以外に、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会・(社)農村生活総合研究センター等に委託する形で、女性農業者支援諸事業を実施させてきたが、一連の行政改革の中で、(社)農村生活総合研究センターは2004年閉鎖を余儀なくされたし、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会もまた、協会自体の経営基盤確立への努力を要求されてきている。このことは、相対的に収入が少なく「経済的自立力のない女性を〈支援〉する」ための協会が、「〈経済的自立力のない女性からお金をとって〉協会自体の財政基盤確立」をしなければならないという矛盾を意味し、ひいては支援の質の低下を招くこともないとはいえない。

3、女性農業者支援の背後で生じている問題

農林水産省は前述のような女性農業者支援施策を推進しているが、ホームページなどから感じられる明るさとは別の、表面には見えにくい複雑な問題も進行している。その問題に視点を当ててみたい。

(1) 農林水産省組織改革のたびに縮小・改変、削除される女性農業者の地位向上支援部署

農林水産省組織改革のたびに、女性農業者の地位向上支援に関する部署が縮小、削除され、「生活」「男女共同参画」部分の影が薄くなる傾向にあることに注目しておきたい。

第1は、「生活」「女性」という語が農林水産省内の機構改革のたびに消滅することについてである。表面上は、男女共同参画社会の広がりの中なかで、「生活」や「女性」の問題が解決されて、より高い次元へと導かれて、「生活・女性問題」を敢えて取り上げる必要がなくなっているという理由づけがなされていると思われるが、実際には、「差別、弱小、無視、面倒」感から、「女性」の問題は「タイトルから消してしまう」という形で消滅していった可能性が大きい。課名にもそれはあらわれている。1948年生活改善課——1990年婦人・生活課——2000年女性・就農課——2005年10月「普及課」と「女性・就農課」が合併し、「普及・女性課」となった。男女共同参画に関わる施策は、「普及・女性」課の「女性・高齢者対策推進室」が担当することになる。1990年以後の急激な女性農業者の地位向上に関わる施策の発信源としての位置を維持発展してもらいたいと切望する。

第2は、普及員から「生活」という名称が消えていることである。1948年—1989年度「生活改良普及員」、1990—1999年度「生活関連普及員」、2000—2004年度「普及員」、2005年度「普及員」は廃止され、専門技術員と普及員の中間的資格をもつ「普及指導員」となった。

第3に、専門技術員試験から「普及指導員」試験への改革とともに「男女共同参画」分野を廃止し、農林漁業における男女共同参画分野の指導専門家として育つ可能性を閉ざしてしまったことである。専門技術員試験はその時代の変化を反映させつつ試験分野を変化させてきた。専門技術員試験の専門分野として「男女共同参画」がおかれたのは2001年度からであり、廃止されたのは2005年度である（専門技術員資格試験審査事務局 2004）。この形となったことでの問題点は、従来は各県に単独でなくても男女共同参画分野の専門技術員の設置が自覚されていたのに対して、その圧力が軽減されることである。これからは、各県に「男女共同参画」を専門分野とする〈指導普及員〉は存在しないわけで、これは「農村地域の女性農業者の地位問題」に取り組む、あるいはアドバイスできる力量をもつ農業関係者を将来的に失う、そして再生産できないことを意味する。

第4は、専門分野でなくなった場合、普及関係職員研修における男女共同参画関連分野研修機会が減少あるいは消滅する可能性もある。

第5は、男女共同参画局は、今後、「農村の男女共同参画社会実現」を具体的にどのようなルートと方法によって推進するのかという問題である。各都道府県の農業関連分野で女性農業者や男女共同参画関連が業務に据えられない可能性があるとするれば、女性センター（今「女性」センターから名称変更し男女共同参画センターと称している施設が多い）等にその役割を期待するしかないわけであるが、各男女共同参画センターは、農業経営、農業労働と密接に結びついて問題解決が図りにくい農家家族の特殊性の中なかで生じている「女性農業者の自立や地位向上問題」への対応、問題解決に導くノウハウと人材をもっているのだろうか。O課長補佐は、「普及・女性課」となっても〈女性課〉で従来どおりルートとして男女共同参画を受けていく」と語っている（2004, 11, 29）が、実際に「変わらない」かどうかは今後を見なければわからない。

この分野の専門技術員が居なくなり、これまで男女共同参画社会推進関係を引き受けてきた生活関係普及員がなくなり、この「男女共同参画分野の専門の指導普及員」が生まれる可能性がないとすれば、農村における男女共同参画、女性農業者の地位向上・自立がこれまで以上に積極的に展開されるだろうと楽観的になる根拠はない。

(2) 農業労働の適正評価よりも、起業による「活性化」「儲け」など、効果が見えるものの評価に特化する傾向

農村の女性起業への支援が盛んになるにしたがって「売り上げ」「現金」「金額の大きさ」に目がいくようになり、個々の農家経営における「農業労働の適正評価」、グループ活動の「お金以外の意義」といった数字に表されない問題から目をそらしてしまう傾向がある。

第1は、意図的・無意図的に、農業労働の適正評価といった女性農業者の地位を左右する重要な問題から目をそらしてしまうことである。起業は女性農業者の「稼ぎ能力」を数字で表しているのもあって、農業労働の適正評価と無関係ではなく、敵対関係にあるわけではないが、女性農業者の生活において常に補い合う関係にあるわけでもない。家族農業経営において農業労働評価がなされない場合、小遣い程度の現金収入を求めて起業することは、ただ面白いだけではなく、「はじめて自分の働きが〈お金に換算〉され、評価された」という喜びである。このことは家族農業経営において「妻の農業労働報酬を支払いたくない」、あるいは「収益配分をしたくない」経営主がいた場合に「妻に起業させておけば、本来の農業労働報酬を支払わなくてもよい」ということになる。結果的に農業経営のなかでの農業労働の適正評価という問題点から目をそらせてしまう効果をもっている。その結果、女性農業者自身が自己の農業労働の「適正評価」を求めて正面からぶつかることを回避することになってしまう(天野 1994)。第2には、起業に注意が向けられるようになると、販売規模が問題とされ、「年〈300万円以上〉規模のグループ(または個人)」とか、「年300万円以下の規模」という分け方がされ、金額の大きい方に関心を向けさせ、規模の小さい起業グループ活動や起業以外のグループ活動の意義が過小評価されてしまう(天野 2004)。第3には、数字として現れる「起業」支援の部分により目立つようにするための施策のための「予算」が組まれるが、「女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備」の起業以外の地味な努力や、かなりの努力が払われてきたにもかかわらず未だ解決されていない女性農業者の「農業労働の適正評価」をより推進するため活動の事業化などは、されにくくなっていきつつあることである。

(3) 行政支援を受けてきた女性農業者の活動の全国組織の機能不全

農林水産省の「生活改善」や「女性支援」関連の事業を請け負って実施してきた(社)農山漁村女性・生活活動支援協会の「農山漁村女性の経営・社会参画の促進を応援します」という「農山漁村女性支援センター事業図」((社)農山漁村女性・生活活動支援協会 2005a)には「全国」組織になっている団体が6団体(全国林業研究グループ連絡協議会女性会議、全国酪農青年女性会議、全国女性農業経営者会議、JA全国女性組織協議会、全国漁協女性部連絡協議会、全国生活研究グループ連絡協議会)ある。長い歴史をもつ団

体もあれば、まだ結成後10年にしかならない団体もある。従来の支援の受け方も各県からであったり、JA全国女性組織協議会のように、JAからの指導と支援をうけてきた団体もある。いずれにしても長い歴史をもち構成メンバーが多いところでは、構成員の高齢化と活動のマンネリ化、活動資金の不足等の問題を抱えている。加えて、行政改革の一環としての普及施策の変更の影響を受けて、これまで頼ってきた普及員との関係が薄くなり、「行政支援を受けて成り立っていた女性農業者組織が、はしごを外されて自立的に組織維持ができるかどうか」の見通しが立たなくなってきたという問題がおきている。その典型的ケースが全国生活研究グループ連絡協議会であると思われるので、ここでは全国生活研究グループ連絡協議会をとりあげ、若干の分析を行いたい。

4、「全国生活研究グループ連絡協議会」のケース分析

(1) 全国生活研究グループ連絡協議会の概略

1948年農林省に生活改善課が設置されて以来、生活改良普及員によって農村の生活改善が進められた。生活を自ら改善していく「人」を育てるという観点、当時の農家の実情として若い嫁が「学ぶ」ことは「グループ活動においてのみ可能」であったという事情、農家の嫁の仲間づくりの観点から、全国に「生活改善実行グループ（現在は生活研究グループに改称）」が育成され、1981年には全グループのメンバー数326,000余人を数え、その後減少しているが、2005年3月現在で、全国のグループ数は約6,557、総メンバー数54,500人、賛助会員934人（(社)農山漁村女性・生活活動支援協会調べ 2005）で、地域において活動を維持している。組織は、個々のグループが町村をブロックとした地区の連絡協議会でまとめられ、各県生活研究グループ連絡協議会（以下県連と略す）となり、その上部が「全国生活研究グループ連絡協議会」（全国生活研究グループ連絡協議会 2004、同 2005）である。（社）農山漁村女性・生活活動支援協会内に事務局をおき、全国大会を開催、事業を推進し、当協会の支援を受けて『灯』という機関誌を年4回発行している。この生活研究グループは、普及関係者及び機関から、次のような「他の女性グループ」とは異なる保護的扱いをされてきた。第1には「農産物を生産する農民の健康・農家の生活を改善・向上し、農村生活を改善する」という生活改善課の生活改善普及事業そのものとして位置づけられていた時期があったからである。第2には、生活に関わる農林漁業施策の「現地の受け皿」としての側面があったからである。地産地消、食の安全、食農教育、農村都市交流、地域美化、起業、女性の社会参画といった課題は、現在、地域振興と絡み合いながらクローズアップされているが、類似の課題が生活改善普及事業のなかで指導され、生活改善実行グループがそれを受けて「率先実行し効果を上げてきた」のである。第3には各県の生活研究グループ連絡協議会事務局が役所内のどこかに置かれ、普及関係者が事務をしてきたことである。第4に、県により違いがあるが、多くは何らかの名目で県から活動補助金が出され、全国組織運営を可能にしてきたことである。このような保護的扱いのなかで、生活研究グループのメンバーたちは、直接自分の利益にならない活動にも地道に取

り組み、活動を積み上げて地域に貢献し、大きな活動成果をあげてきたのであった（天野2005b）。

これらの組織は今、メンバーの高齢化による活動の沈滞、組織建て直し、現代的課題を担う新しいグループとしての活動方向の模索等、大きな課題を抱えている。普及制度改革は、生活研究グループの試練に追い打ちをかけている。

（2）「生活研究グループ連絡協議会」の具体的問題

以下、全国生活研究グループ連絡協議会の発行した『全国生活研究グループ連絡協議会情報交換会（各県の概要・組織・運営等）』（全国生活研究グループ連絡協議会、2004）からまとめた表「全国生活研究グループ各県の概要・組織・運営等の状況」から問題を抽出し、「支援」について検討したい。

1）国・県連の指導下で保護と指導を受けたという体質

「県連（…県生活研究グループ連絡協議会）」の設立年は各県によって異なり、1950年代から1990年代までさまざまであり、各県連が統括しているグループ数およびメンバー数も県によって大きな違いがある。メンバー数4,900余人をもつ徳島県、3,000人以上の山口県・和歌山県・茨城県のような県もあれば、辛うじて200人という県もある。その差は大きい。

各県ごとにその年度の重点課題が立てられている。男女共同参画社会、起業、環境、家族経営協定、食農教育、日本型食生活等、「国の施策との関連」で重点課題がとりあげられていることがわかる。このことは、県連設立以来続けられてきたことだろう。これは二つのことを意味する。第1点は、生活研究グループが普及員に導かれて農業施策としての生活課題＝農家生活に関わる「その時代の課題」に取り組んできたことである。これは次のような内容をもっている。①国の施策であるが故に、単なる個人の生活課題の取り組みに終わらず、地域の生活モデルとなり、地域生活に目配りした課題性をもっていた、②施策の結果として、それなりの実績をあげてきた、③普及施策と普及員の指導によって保護され、見守られて取り組む中で個々人が成長したことである。

第2点は、生活研究グループが、県連を通して国の「施策の受け皿として使われ（利活用され）」て、グループはそれぞれ地域において役割を果たしてきたということである。そしてグループ活動は、現在そして将来に対して積極面と消極面とに2分解してきているように見える。

まず積極面であるが、①グループ活動の中で成長した個人が、積極的に多様に社会参画し、あるいは経営者となって新しい局面を切り開いていることである。消極面としては、「指導を仰ぐ」依存姿勢が定着し、自身で局面打開する力をもたず、メンバーの高齢化とともに問題を蓄積することになっていることである。

2）自覚の希薄な生活研究グループの会費と経費

本会は、1964年に全国組織（生活改善実行グループ全国連絡研究会）をもつようになり「個々の生活研究グループ―地区連絡協議会―県生活研究グループ連絡協議会―全国生活

研究グループ連絡協議会」というピラミッド型の組織に形成されている。組織が拡大し確立していくにつれて、個々の生活研究グループの活動経費と、組織活動の経費、組織維持のための事務的経費、機関誌等を賄う「会費」が必要となるが、末端のグループ員までその認識ができていない現実がある。その原因は、表に見るようにこの組織が各県からかなりの経費を何らかの名目で援助され、メンバー個人が自分自身で負担したのはごく一部であったからである。県連に対するなんらかの公費補助、あるいは団体や企業からの補助のある都道府県は2003年調査段階で44県中20県であるが、現在すでに公費負担がない県も、過去には公費負担があったであろうことは推察できる。表からはこの何らかの名目の県からの補助金の中から、全国生活研究グループ連絡協議会費が納入されていたことを読み取ることができる。全国生活研究グループ連絡協議会の2003年度決算からみると、3,490,500円となっている。仮に44県で均等に割ってみると、1県の負担は79,330円となる（しかし、実際には、各県の実情に応じる形で納入されてきた経過があり平等負担ではないと元支援担当者は述べている）。これは各県連では大きな負担になっており、記述はその深刻さを示している。

3) 事務体制の依存－県連の事務局体制依存と（社）農山漁村女性・生活活動支援協会への依存－

県連の事務局体制は、2003年度の調査時点では44県中42県（95%）が県の役所内（専門技術員室、担い手育成班、農業技術課、普及指導室農業振興課、農業経営課、農業総合センター企画情報部等々）に置かれていて、かつては正規の業務として事務がこなされ、現在はかなり肩身が狭い思いで仕事が担われていることだろう。県連絡協議会の上部組織の全国生活研究グループ連絡協議会は、共通目標を決め、「手作り加工推奨活動」「全国会議」「ブロック別会長会議」「食農教育事例収集と報告会」「農山漁村女性の日記念行事」「機関誌『灯』の発行」「情報交換会」「40周年記念事業の実施」「役員会の開催」「県連会長会議の開催」「総会の開催」「褒章」「各種行事等への協力」等の活動を行っているが、その事務は（社）農山漁村女性・生活活動支援協会によって担われている。このような体制のなかで、次のような問題が生じている。①活動内容の指導・大会等の下準備・費用等についての行政依存、②県段階では昔は正規の任務として、現在では諸雑用のなかの一つとして担われ、全国段階では農林水産省直轄の（社）農山漁村女性・生活活動支援協会に組織維持に必要な諸事務を担われているために、ピラミッドの組織体制はもってはいても、会員は「組織体制」を自覚できないし、全国組織維持問題に構成員として直面しているということが自覚できない、③個々のメンバー及び県連の事務を引き受けている担当者が「全国生活研究グループ連絡協議会」という「組織」にメリットを感じていない（多数県）。④全国生活研究グループ連絡協議会が全体の状況を把握し、メンバーを啓発し危機を乗り越えていくリーダーシップを発揮できなくなっている。⑤今後の女性グループの活動に「全国組織」というものが、従来同様の意味をもつかどうかについても検討するべき時にきているとも考えられる。

4) 全国生活研究グループ連絡協議会の指導力の問題－機関誌『灯』についての現状と課題

表の「全研グループ連絡協議会に対する意見」と「活動上の悩み」に見ることができるように全国生活研究グループ連絡協議会と機関誌『灯』に対してはかなり厳しい意見が出されている。全国生活研究グループ連絡協議会が機関誌『灯』を通じてリーダーシップをとる立場にあるのに、その自覚がなくメンバーに問題を訴えていないし、記事の組み方もパターン化されている。②会の組織や活動の意義を社会にアピールしていない、③時代を読み、新しい活動を促す情報がない、④機関誌『灯』は、個々のメンバーに個別に配布されていない。(インターネットで瞬時に世界の情報が得られる時代に、年4回出される機関誌が個々のメンバーに届かず、グループの代表者にだけ届けられるという時代錯誤性はひどいものがある)、⑤会長が名誉職化しつつあり、各県のグループの実情認識に、事務局とのズレが生じ、全国生活研究グループ連絡協議会と県事務局認識とが乖離している。

(3) (社) 農山漁村女性・生活活動支援協会による「全国生活研究グループ連絡協議会」の支援

(社) 農山漁村女性・生活活動支援協会が支援しているのは、「全国生活研究グループ連絡協議会」の組織事務や全国大会の準備支援を通じて「グループ支援」を行ったということになるのであるが、行政の指導と保護の下で育てられたその組織が行政の保護を失い、行き詰まった場合の「支援」は、個々のグループの「女性・生活活動支援」ではなく、「女性生活活動組織補強支援」(ないしは組織改革支援)ではなかろうか。現実的にそれはどのように行われる手はずになっているかを「(社) 農山漁村女性・生活活動支援協会」平成16年度第3回理事会」検討結果((社) 農山漁村女性・生活活動支援協会、2005b)から見てみたい。

まず、2003年9月に「普及事業国段階での技術的支援の在り方に関する懇談会」において「女性協が今後取り組むべき課題としては『女性農林漁業者で組織された団体への活動支援の強化』であることが、『普及事業の国段階での技術的支援の在り方についての中間論点整理(案)』で提示された」ことが述べられている。「農山漁村女性支援センター機能の設置と発揮」の中では、「ア. 情報収集、イ. 研修機能、ウ. ネットワーク支援機能、エ. 優良事例等の発掘・審査・表彰機能、オ. 啓発・交換・交流・普及・ネットワーク強化のための全国会議・大会開催機能、カ. 相談機能 キ. ビジョン及び行動計画策定・対策等提案機能、ク. 都市農村交流機能、ケ. 国際協力・交流機能」(項目題は筆者が省略形で示した)が示されており、「全国生活研究グループ連絡協議会」は下線部分に取り上げられている。さらに具体的な〈組織支援〉案はこれには示されていないので、現実に2005年度どのような強力な改革を含む〈支援〉が行われているのかはわからない。組織の現実問題を自覚させることなく従来のままの「支援」をやり続けることは、本会の状況をますます悪化させることに手を貸していることになるだろう。「農山漁村女性支援センター」を標榜する(社) 農山漁村女性・生活活動支援協会が、「組織改革支援」も「女性農業者

支援機能」として認識しているかどうかも今のところわからない。平成17年度第2回通常総会において、自主財源確保に関する質問に対して「生活研究グループ連絡協議会」のメンバーからの会費収入をあてていく旨が答弁されたが、これを可能にするためには、大幅な組織改革をすることを含めたメンバーの活性化が不可欠だろうと思われる。私見であるが、「個々のグループ―地区連―県連―全国―女性・生活活動支援協会」というルートとは別に、「個々のグループ―女性・生活活動支援協会」のルートを確立し、個々のグループのニーズに直接応えていかななくてはならない時期にきているのではないかと思われる。そうしないならば、活発なグループにとって活動に本当に役立つ支援がスピーディーに得られないため、「支援協会（支援センター）」以外の支援のほうが有効であると考えようになるからである。

5、女性農業者支援をより確かなものとするために

農林水産省による女性農業者の自立支援施策の特徴、女性農業者支援施策の現状、女性農業者支援の背後で生じている問題、「全国生活研究グループ連絡協議会」のケース分析について述べてきたが、一見華やかにみえる男女共同参画社会形成へのステップが、実際には農業関連分野においてかなり問題を引きずっていることを明らかにした。現在そして近未来の女性支援をより確かなものにするために、6点を指摘し、本論文の結論としたい。

第1点は、国全体の男女共同参画社会形成の流れを弱めることなく、そのなかで「女性農業者支援がどうなっているか」を監視することである。日本の農林水産分野において積極的な意味で女性農業者支援が表舞台に出されるのは1992年「中長期ビジョン」以後である。第4回世界女性会議・北京宣言（1995）、男女共同参画2000年プラン（1996）、男女共同参画社会基本法（1999）、男女共同参画基本計画（2000）、チャレンジ支援（2003）と続く「男女共同参画社会形成の流れ」のなかで女性農業者支援が辛うじて可能になっているからである。

第2点は、当面、農林水産省経営局普及・女性課が、女性支援について明確な認識を持ち、支援にかかわる事業費を確保し続けるかどうかを監視することである。多くの女性農業者は「お金をかけて支援してもらおう」ほど経済力があるわけではない。普及体制の改編により「手薄」となっていく女性農業者支援は、民間においてフォローされていくべきものであろうし、国も（社）農山漁村女性・生活活動支援協会にはそうした機能を期待しているだろう。しかし、経済力のない一般の女性農業者が「民間サービス価格」で「支援」を「購入」することはかなり難しいことは誰の目にも明らかである。農林水産省が女性支援に関する事業費を確保し続けるかどうかは、「女性農業者支援」にとっては死活問題である。縮小されるとしたら、そのとき「支援」は縮小せざるをえないのである。

第3点は、女性農業者自身が、「女性農業者支援」あるいは「農村女性チャレンジ支援」と銘打つ支援策なら何でも「良い」こととして受け入れてしまうのではなく、一つ一つを、批判的に検討することである。質的に良い「支援」もあれば、それほどでもない支援もあ

り、一見「支援」に見えても、長い目でみると女性農業者の自立力を伸ばさない「支援」もありうるからである。

第4点は、第3点と関連するが女性農業者自身が、個々人の活動としても組織活動としても、行政依存体質から抜け出る視点を持ち、努力をすることである。本稿においても「全国生活研究グループ連絡協議会」の実情を分析したが、山崎久民も『女性起業の「みんなおいで！」フェスタinさいたま 実施報告書』において「行政頼み」の女性起業者が多いことを指摘している。

第5点は(社)農山漁村女性・生活活動支援協会が、「支援主体として力をつけること」である。支援内容を豊かにするため女性農業者のニーズをリストアップし、分類整理して図に描いている((社)農山漁村女性・生活活動支援協会 2005)。これは重要な仕事である。しかし同時にその作業は二つの意味で女性農業者の「支援のはじまり」にすぎない。一つはその整理が農林水産省から事業費を引き出すための説明資料に終始しているということであり、他の一つは、現在、女性農業者は多様化しておりさらに多様化が進行し(天野 2005c)、「支援」は、その多様化する女性農業者の要求に応じて提供されねばならないから、種類を羅列しただけでは不十分だからである。また「支援」の内容には、女性農業者個々人の支援だけでなく、「全国組織改革」支援も含まれることになるのだろう。それなくしては自主財源確保の基盤もつukれないからである。

第6点は、第5点と関連するが、お金をかけてでも「支援＝専門的知識・技術」購入するようになっている女性農業者のニーズを明確に見極めることである。2005年9月、全くの民間会社組織の女性農業者支援を目的とした「株式会社WAN研究所」が発足した。文字通り「お金を支払って必要な支援を購入」する女性農業者を対象としている。自立的に育ちつつある女性農業者たちがこのような支援組織をどう活用していくようになるか、そのとき、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会はどのような位置づけになるのかということに関心をもって、今後の状況を見守りたい。

全国生活研究グループ各県の概要・組織・運営等の状況

都道府県 地名	県建設 年度	県連合会 設立年	重点課題 (H15年度)	県連合会 会費の減れ	県連合会 の有り無	地区連合 の有り無	地区連合 の有り無	事務向体別	他団体との ネットワーク	全研G連絡協議会に対する意見	活動上のよきや
東北	青森県	1967	消費者交流、食の安全・安心	個人700円	無	無	無	県農林水産部内 専任	無	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	岩手県	1965	男女共同参画学習と実践、家庭内暴力の防止、生活防犯、農村振興、職作推進	個人700円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	宮城県	1965	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	秋田県	1965	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	山形県	1975	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	福島県	1975	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	新潟県	1978	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	富山県	1975	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	石川県	1976	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	福井県	1978	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	次郎	1998	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	栃木県	1961	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	群馬県	1961	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	埼玉県	1963	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	千葉県	1961	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	神奈川県	1957	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	山梨県	1957	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	長野県	1972	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少
北	静岡県	1981	産・加工・流通、交流促進、起業支援、生活防犯、農村振興、職作推進	個人1,000円	無	無	無	県農林水産部内 専任	有、県農林水産部内 専任	全研G連絡協議会が個人入会まで見えない、機関誌「石」の完全公開配布	高齢化、若手減少

和歌山県	1963	95	1801	-	-	-	-	-	無	会長宅	岐阜県津島市津島女子 ネットワーキング	全国の農山漁村女性の活動に関する情報が得られる。共通課題を全国的に推進できる	後援者問題、会費徴収困難
愛知県	-	144	1184	65	576	個人700円、グループ1,100円	個人700円⇒普通500円、地区150円⇒支店500円⇒全研Gに500円、全研Gに50,000円	個人700円、グループ1,100円	無	農山漁村水産部農業者課	岐阜県津島市津島女子ネットワーキング	農山漁村女性の活動に関する情報が得られる。共通課題を全国的に推進できる	原簿、地域別生活の運営(人的・金銭的負担)、高齢化とGの減少
三重県	1975	21	203	-	-	個人1,000円	地域はよりGにより、2万円を支店として、500円を全研Gに、残り1万円を個人として集めることになっている	個人1,000円	-	現場作業改良班及センター	農山漁村水産部農業者課	小さい町連などの会費負担が大きい。若い世代のイベント等による収益が伸びてきている	新しい会員が増えない、活動資金を得るために
滋賀県	1968	130	822	-	-	個人500円	-	個人500円	-	県・町会関係者へのアンケート調査	農山漁村水産部農業者課	高齢化、会員減少	高齢化、高齢化、高齢化
京都府	1973	114	701	-	-	個人700円	-	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	G員の高齢化	G員の高齢化
大阪府	-	33	675	-	-	無	-	無	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	-	-
兵庫県	1972	256	1841	-	-	個人3,000円、グループ7,000円	-	個人3,000円、グループ7,000円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
奈良県	1982	54	404	-	-	個人700円	-	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
和歌山県	1971	235	3258	235	3258	個人1,000円	個人1,000円	個人1,000円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
鳥取県	1966	68	378	28	149	個人700円	個人700円	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
岡山県	1968	211	2591	-	-	個人700円	個人700円	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
広島県	1972	164	1076	-	-	個人700円	個人700円	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
山口県	1960	393	3281	393	3281	個人700円	個人700円	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
徳島県	1957	258	4924	174	2,645	個人700円	個人700円	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている
香川県	1956	-	-	-	-	個人700円	個人700円	個人700円	-	農山漁村水産部農業者課	農山漁村水産部農業者課	全国的に職安確保が進められている	全国的に職安確保が進められている

引用文献：(五十音順、基本的には西暦年を採用するが、文書名として使われている元号はそのまま使用する)

天野寛子 (1994)「国際化時代の農家の女性の自立一起業との関わりでー」『生活研究73』Vol.25, No.1

天野寛子 (2001)『戦後日本の女性農業者の地位ー男女平等の生活文化の創造へー』ドメス出版

天野寛子 (2004)「女性起業の地域農業に与える経済的・社会的評価に関する研究について」『生活研究レポート59 女性起業の多面性評価の手法』(社)農村生活総合研究センター

天野寛子 (2005a)「農村『生活』の共同参画は進んでいる」『技術と普及』Vol.42, No.1

天野寛子 (2005b)『『生活研究グループ』の新たなチャレンジを』『技術と普及』Vol.42, No.5

天野寛子 (2005c)「女性農業者に対する多様な支援方法が必要になっている」『技術と普及』Vol.42, No.9

O課長補佐談(2004, 11, 29)

(社)全国農業改良普及支援協会 (2005)「助長法改正後、普及組織体制はどう変わったか」『技術と普及』Vol.42, 10

(社)農山漁村女性・生活活動支援協会 (2005a)「農山漁村女性支援センター事業図」2005年度(社)農山漁村女性・生活活動支援協会第1回総会資料

(社)農山漁村女性・生活活動支援協会 (2005b)平成16年度第3回理事会第4号議案「農山漁村女性支援センター機能についてー課題と展望」2005年第1回総会資料

全国生活研究グループ連絡協議会 (2004)『全国生活研究グループ連絡協議会情報交換会(各県の概要・組織・運営等)』全国生活研究グループ連絡協議会

全国生活研究グループ連絡協議会 (2005)『全国生活研究グループ連絡協議会情報交換会〈生活研究グループが実践している後継者(若い世代の女性等)育成・支援の活動事例集〉』全国生活研究グループ連絡協議会

高橋正郎 (2004)「新たな普及事業の役割とその展開」(社)全国農業改良普及協会『技術と普及』Vol.41, No.5

農林水産省 (1999)農山漁村男女共同参画推進指針

農林水産省 (2005c) <http://www.maff.go.jp/danjo/data3.html> 2005, 9, 19

農林水産省 (2005d) <http://www.maff.go.jp/danjo/shiryu.html> 2005, 9, 19

農林水産省経営局 (2004)『平成16年度専門技術員資格試験審査委員連絡会議資料』2004, 5, 14

農林水産省経営局普及課 (2004)「普及指導員資格試験に関するご意見の照会について」2004, 12, 16

農林水産省経営局女性・就農課 (2005a) <http://www.maff.go.jp.danjo/17kyoutei.pdf> 2005, 9, 19

農林水産省経営局女性・就農課 (2005b) http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050519press_1b.html 2005, 9, 19

農林水産省経営局女性・就農課女性・高齢者対策室 (2005)「農山漁村における男女共同参画の取り組みの現状と展望」『生活研究116』Vol.36, No.4

農林水産省食料・農業・農村政策推進本部 (2005)『21世紀新農政の推進についてー攻めの農政への転換』

農林水産省男女共同参画推進本部 (2005)「平成17年度農林水産省男女共同参画推進本部活動計画(案)」

Misako Kasuya, Kuniko Kise, Setsuko Fukumoto, Tazuko Inui, Kiyomi Kimura, Takeko Matsuda, Toshiko Yamauchi and Hiroko Amano 2005 第13回アジア家政学会ポスター発表 "THE EFFECT OF THE ENGAGED FAMILY MANAGEMENT AGREEMENT ON FARMING FAMILIES IN JAPANーRESULTS OF THE OCTOBER 2004 KYOTO SURVEY"